

町税と上下水道使用料がスマートフォンアプリ・コンビニエンスストアで納付できるようになります

～ 令和3年5月発送分から ～

令和3年5月から、スマートフォンのアプリを利用した「スマホ決済」と、全国のコンビニエンスストア(コンビニ)で町税や上下水道使用料の納付ができるオンライン収納制度を導入し、利便性の向上をはかります。

今までどおり、納付書に記載した金融機関などでも納付できます。



スマホ決済・コンビニ納付ができる科目

- 町税 町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税(普通徴収)
- 上下水道使用料

利用可能なスマホ決済アプリ

- ・ PayPay
- (注)LINE Payも利用予定でしたが、中止しました

スマホ決済とは

- ・ スマートフォンにダウンロードしたスマホ決済アプリにチャージまたは銀行口座を登録後、アプリを起動し納付書のコンビニ払い用バーコードを読み取ることで、登録口座やチャージ残高などから納付完了。
- ・ 納付書を金融機関やコンビニに持ち込む必要がなく、「いつでも」「どこでも」納付可能。
- ・ 手数料不要。(アプリの通信料は発生します。)

コンビニ納付とは

全国の主なコンビニで、営業時間内であれば曜日や時間に関係なく納付できます。手数料はかかりません。



納付方法

○ スマホ決済の場合



○ コンビニ納付の場合

バーコードが記載された納付書をコンビニに持参して、現金でレジにてお支払いください。

納付書サンプル



ご注意ください

■ スマホ決済・コンビニ納付ができない納付書

- ・ コンビニ収納用バーコードが印字されていない納付書
- ・ 汚損などによりバーコードの読み取りができない納付書
- ・ スマホ・コンビニ利用可能期限を過ぎた納付書
- ・ コンビニ納付の場合、ミシン目を切り離したり、ホチキス等でとめた納付書

■ スマホ決済の注意事項

- ・ 領収書は発行されません。アプリ内の払い込み履歴でご確認ください。
- ・ 納付手続きが完了した後は取り消しができません。
- ・ 納付に伴うポイントの付与については、各アプリのホームページなどでご確認ください。

<納付書が変わります>

- ・ コンビニ納付開始に伴い、納付書は1枚ずつばらした状態でお送りします。(従来は冊子タイプ)

問い合わせ先

住民課 税務室
地域整備課 上下水道室

TEL 0859-68-3114
TEL 0859-68-5540